

ファシズム期における尾崎行雄のナショナリズム

栄 沢 幸 二

1 はじめに

ファシズム運動は、世界資本主義体制の危機状況の深化にたいする反革命運動として、1920年代から30年代にかけて、全世界的な規模で発生した。ファシズム政権が1922年にイタリアで誕生したのを手はじめに、その後ポーランド、ポルトガル、ドイツ、日本、スペインその他10数か国で成立したばかりか、アメリカ、イギリス、フランスなどの諸国でも、ファシズム運動が発展した。殊に1929年、アメリカに始まる大恐慌を契機にして、世界資本主義の相対的安定期は終焉し、戦争とファシズムの時代がおとずれることになった。1930年代には、文字通りファシズムの波が、全世界を覆うただけに止まらず、ヨーロッパにおけるドイツと東アジアにおける日本のファシズムの動向が、世界の大勢を規定する一方の要因に転化した。

日本のファシズムは、周知のように第一次大戦後・満州事変までの準備期（第1段階）から、満州事変以後、二・二六事件までの急進ファシズム運動の全盛期（第2段階）をへて、天皇制ファシズムの完成・崩壊期（第3段階）をむかえることになるが、殊に第1段階は、大正デモクラシー運動や労農運動・社会主義運動の昂揚と敗退の時期でもあった。

第一次大戦直後、自由民主主義的なブルジョア・デモクラシーの原理に基づく内外の諸政策を推進することが、日本の発展を確保するゆえんだというブルジョア民主主義的ナショナリズムの立場を確立した尾崎行雄は、以上のような国際的・国内的な諸条件の変化に直面して、どのような態度をとったか。

明治期の尾崎行雄は、日本の生存と発展を確保するためには、世界の大勢を規定する欧米帝国主義列強の動向に順応する以外にないという見地から、アジア侵略を鼓吹する武断的な立憲主義的ナショナリズム論を提唱したのであった。そしてまたかれが、明治末から唱えるようになった立憲主義的帝国主義的ナショナリズム論から、第一次大戦後の非帝国主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズム論へ転換するに際しても、戦後の世界の大勢が「武力万能の時代」から「平和万能の時代」へと移行し、アメリカの大統領ウイルソンの「理想主義」こそが、こうした大勢の指導理論に外ならない、という論拠に基づいてその立場を正当化したのであった⁽¹⁾。したがって尾崎行雄が、このような世界の大勢論的発想に固執する限り、ファシズムが世界の大勢であるかのような現象を呈する1920年代の後半から30年代において、自由民主主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズムの立場からウルトラナショナ

リズムのそれに転向したとしても、決しておかしくはなかった。

しかもかつての同志であった政友会や民政党などによる政党政治家の多くは、軍部・ファッション勢力に敵対するどころか、これに仰合していただけでなく、ファシストへの転向者が大正デモクラットや社会主義者の中からも続出し、社会主義者はむろんのこと自由民主主義者も、「非国民」扱いされる風潮が全面化していった。世はあげて戦争とファシズムの時代を謳歌しつつあったのである。

だが尾崎行雄は以上のような状況にもかかわらず、軍部・ファッション勢力批判の急先鋒として活躍したばかりか、かれ従来の民主主義、平和主義、国際主義の主張を深化させ、ナショナリズムに対するインターナショナリズム優位の見地を力説するようになった。すでに70才の峠を越えていた尾崎行雄は、70才代の後半から80才代にかけて、それも死を賭して軍部ファッション勢力と闘う過程を通じて、こうした立場に到達したのであった。

周知のように近年、反軍・反ファシズムの姿勢を貫き通した自由民主主義者の発掘・再評価の動きが盛んになり、すぐれたいくつかの労作もすでに発表されているにもかかわらず、尾崎行雄は不当にも無視され続けているようにおもわれる。それと同時にファシズム期におけるブルジョア民主主義的ナショナリズムの思想史的研究も、殆んどおこなわれていないとみてよからう。本稿の分析の対象を尾崎行雄におき、しかもその主題をかれのナショナリズム論の解明に限定した理由もここにある。では一体、尾崎行雄はどのような論理に基づいて、その非帝国主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズム論を提唱すると共に軍部ファッション勢力のウルトラナショナリズムを批判したのであろうか。

注

- 1 明治・大正期の尾崎のナショナリズムについては拙稿「日本における近代ナショナリズムの思想的特質とその限界——尾崎行雄を中心として——」信州大学教養部紀要人文科学第10号を参照されたい。

2 インターナショナリズムへの接近

尾崎行雄のファシズム期におけるナショナリズム論は、直接的にはかれが第一次大戦直後に確立した非帝国主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズムの継承発展形態にほかならない。したがってすでに論じたことのある後者のその特色を、まず要約しておこう。

第一次大戦後の世界の多勢は、かれによると従来の「武力崇拜・軍備万能」の軍国主義思想が支配した時代から、民主主義・平和主義・国際主義などの「道義主義的思想」が支配する「平和万能の時代」へと転換し、国内的・国際的な諸関係が、「正義・人道・自由・平等」ないし「デモクラシー」の原理によって解決される時代をむかえた。ウイルソン主義の登場は、まさにその象徴的な出来事であるとみなした尾崎が、自由で平等な諸個人の私的・公的な両側面にわたる自由競争を保障する立憲主義的な国内体制を完成するとともに、国内政策の重点を軍拡政策から産業発展政策に転換させるべきである。また対外的にも自由民主主義の原理の国際関係への適用として提唱されたウイルソンの国際連盟の構想や民族自決、門戸開放、機会均等主義の原則に賛成すると共に、武断的な対外膨張主義から、国際的な自由競

争を媒介とする平和的・経済的な対外膨張主義に転換させるべきだと主張した。つまり大正後半期の尾崎行雄は、自由競争の観念を核とする自由民主主義の原理とナショナリズムとの結合形態としての、ブルジョア民主主義的ナショナリズムを徹底させることが、日本の発展を確保するゆえんだと固く信じていたのである。そしてまたこうした主張の根底には、「自由競争・優勝劣敗は天地自然の理法」だという信仰があった。

けれども第一次大戦後の歴史過程は、尾崎が期待したような「軍事的侵略主義時代」から「平和的競争主義時代」をへて、「共助主義の時代」へと進まなかったばかりか、むしろかれのいわゆる軍事的侵略主義の時代に逆行しつつあった。このような事態に直面してかれは、一方では国際関係が再び弱肉強食の力の関係を呈している現実を認めながらも、そのデモクラシーの原理に基づく平和主義・国際主義の理想に固執し続けたが、大正末にはついにかれ従来の基本的な観念でもあった自由競争の理想それ自体に対する疑いの念を表明するようになった。つまり相互扶助の原理に基づく「共助主義の時代」への展望を語るようになったのである。まさにそれはかれがこれまで力説してきた自由競争の原理を核とするナショナリズム論を、根底からゆさぶるほどの観念の登場を意味したといってもよかった。けれども当時のかれは、この立場を徹底させることができず、基本的には従来のナショナリズム論を展開したのであった⁽¹⁾。

では以上のような観念をいだき始めていた尾崎行雄は、ファシズムが世界の趨勢であるかのような現象を呈する1930年代において、どのようなナショナリズム論を提唱するようになったのであろうか。まずかれの昭和8（1933）年における見解を引用しよう。

「世界進化の或る段階に於ては、封建主義が曾て必要であったが如く、この民族主義も必要であり、且つ有利であった。然し現在の如く、全世界が既に人類程度の一つの有機体となり、その利害痛痒が共通になった以上は、民族割拠は勢ひ往古の封建割拠と同様の結果を生ぜざるを得ない。即ち封建主義が一変して、民族主義に進化したのと同じ道程を踏んで、民族主義は一変して、国際主義に進化せざるを得ない。その事の是非善悪は別として、いやしくも科学的文明を破壊せざる限りは、否でも応でもさうならざるを得ない。その過程としては、先づ狭隘なる民族主義を拡張して、国際主義と調和させる必要がある。真に国を愛するものは、その好むと好まざるとに拘はらず、自国の隆昌を図るためには国際主義に帰向せざるを得ない。（中略）英国でも、又大陸的国家にして物質極めて豊富なる米国でも、孤立独往することは出来ない。世界列国と共に、手の如く足の如く提携扶持するよりほかに繁栄する道はない。況んやその他の小邦貧国に於てをや。」⁽²⁾

尾崎行雄はここで世界が「一個の有機体となり、その利害痛痒が共通」になるほどに進化している現状では、いかなる国家でも「狭隘なる民族主義」から、相互に「提携扶持」する国際主義に移行しない限り、その繁栄が望めない状況にたちいたったことを、強調しているとみてよかろう。このような見解は、かれ従来の世界の趨勢論的発想から出てくるはずがなかった。なぜなら自由民権期以来のかれは、日本の独立と発展を確保するためには、世界の趨勢に順応する以外にないと主張して、事実上、世界の趨勢を規定する欧米帝国主義列強の行動様式をモデルとする大國志向型のナショナリズム論を展開してきたからである。

たとえば明治期にあっては、欧米列強が立憲主義的な道義の原則に基づいて国内政策を推進しているにもかかわらず、対外的には、就中非ヨーロッパ世界の諸民族に対して、弱肉強食の力の政策を強行しているのが、世界の趨勢だと主張することによって、内政・立憲主義

と、外交・力の論理に基づく対アジア政策並びに道義の論理に基づく対欧米政策との統一的な促進を説く武断的な立憲主義的ナショナリズム論を唱導した。そしてまた第一次大戦後のナショナリズム論においても、同じ世界の大勢論的発想に基づいて、その自由民主主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズム論を提唱したのであった。しかるに昭和期の尾崎行雄は、世界の大勢が明らかに戦争とファシズムの時代につき進んでいながらもかかわらず、この大勢に逆行する平和主義、国際主義の立場を力説し続けたのである。事際、当時のかれは世界の大勢が、「平和万能の時代」に転換し、民主主義、平和主義、国際主義がこの大勢を指導する原理であり、そのリーダーこそアメリカだという第一次大戦直後の信仰が破綻したことを認めざるをえなくなっていた。

かれが昭和9（1934）年に、世界はいまや「戦争にむかって進行」しつつある。「ヨーロッパもアメリカもみな競って弱肉強食の蛮行」をたくましくしているばかりか、世界の「文明の反逆者」ともいうべきヒットラーやムッソリーニが、なにを「仕出かすか」わからない情勢にある⁽³⁾、という国際観を表明していたことなどは、そのあらわれである。かれはドイツやイタリアだけでなく、アメリカも「弱肉強食主義の急先鋒」⁽⁴⁾だとみなすようになっていたのであった。世界の大勢がこのように弱肉強食の力の論理が支配する戦争とファシズムの時代をむかえているという認識は、かれ年来の世界の大勢論的発想に立脚する限り、その対外政策の転換を不可避とするはずであった。

然るに尾崎は世界の大勢が、どのような方向にむかっているとしても、世界の文明の進化の現状が力の政策に依拠する自民族至上主義的なナショナリズムの存在を許さないまでになっているという見地から、従来の大勢論的発想を事実上否定し、国際主義の立場を表明するようになったのである。しかもその「国際主義」も、大正期のそれとは明らかに性格を異にする一面もっていた。

大正期におけるかれの国際主義は、自由競争の観念を核とするリベラル・デモクラシーの原理の国際関係への適用として提唱されたものであり、要するにそれは他民族への侵略を前提とする武断的な対外膨張主義を否定して、民族ないし民族国家相互間の国際的な自由競争を保障する国際体制の樹立を目ざすものであった。これに反してこの時期の「国際主義」は、自由競争の原理と対立する相互扶助ないし「共助主義」のそれに基づく人類の「共存共栄」ないし「平和共存」を目ざすインターナショナリズムとしての性格をおびていた点に注目する必要がある。大正末に自由競争の原理に対する反省と、正義・人道のためには、国家的利益を犠牲にしてもよいという視点をうちだしていた尾崎行雄は、ここにきてナショナリズムに対するインターナショナリズム優位の立場を表明するようになったのである。

こうしてかれは国際主義こそが、現代世界の発展段階に照応する普遍的な原理であることを力説し、この原理に基づいて現実の世界を、とりわけ自民族至上主義的なナショナリズムのあり方をきびしく批判したのであった。たとえばかれが、「真に日本の利益と幸福を図り、真に国を愛する道」は、自国の「利益のみを図らずして、世界人類の幸福と繁栄とを目指す「共存共栄」の国際主義、つまり「平和共存の道」以外にない⁽⁵⁾と主張したり、またかれの昭和期を代表する力作『墓標に代へて』の中で、つぎのように述べているのはその好例である。

「現在の如く世界組織が進化して、既に人類の一個の有機体」になっている以上、「国家の保全」は「国家愛」だけでは不可能であり、「民族主義」と「人類主義」、「国家愛」と「世

界愛」との「調和」が必要である。しかるに欧米列強はむろんのことわが国も、依然として「自国本位」の偏狭な民族主義のとりこになっている。換言すると「科学の進歩」が戦争を「不可能」にし、「経済は疾くの昔に世界共通」となっているにもかかわらず、列国は「関税障壁自給自足等の国境閉鎖主義」を採用し、あまつさえ武力によって「販路を開拓」しようとする。また近年、「益々逆上して孤立独往、愈々日本流を發揮」しているわが国は、「心服も何もしないアジア列国を取って抑へて、其の盟主」になろうとしているばかりか、わが国体に反する「ムッソリーニ式の独裁政治を施さうと希望」するものさえふえてきた。「現在の世界的病患」は、これを要するに、今日の「政治家経済家等の頭脳」が、「科学の進歩に伴わない」ためにひきおこされたものである以上、「目下の最大急務」は、「理性に基き、科学の現状を基礎として、各方面の制度や組織を改造」することである⁽⁶⁾。またわが国の世界的使命は、「国際主義の急先峰」となって世界を破滅から救うことにあると主張したのであった⁽⁷⁾。

では尾崎は、自国の利益だけでなく、人類の幸福と繁栄をめざす共存共栄の国際主義を実現するための手段として、どのような世界改造の方策を提唱したか。かれによると、軍事兵器の驚異的な発達、戦争そく全人類の破滅を意味する時代を生みだした。殊に「原子力時代」ともなれば、交戦国がその勝敗のいかんにかかわらず滅亡し、「人類文化の事績も廃墟」と化すであろうことを強く訴えると共に、すでに戦争が「平和を求むる手段」たりえなくなった現状では、「人類の安全幸福を維持」する道は、「平和主義」以外にない。そのためにはすべての国が、「自国の感情や利益に関する主張」を、事の是非を問わずごり押しする「蛮氣陋習」を止めて、「正義と人道」とにもとづく行動をとるべきである。そうすれば戦争など起こるはずがないし、たとえ国家間の紛争が生じても、それは国際裁判によって解決できるはずである。したがって国際連盟と国際裁判制度の強化・拡充をはかることが、当面の課題でなければならないとして、つぎのような改革案を提唱したのであった。

「第一には、或る制限のもとに、之に与ふるに、世界的政府の権力を以てし、

第二には、国際裁判所を設定して、之に附属せしめ、

第三には、国際警察を設けて、判決の執行力を与へなければなるまい。(中略)

大体右の三件が具備すれば、国際連盟はドイツ連邦、又は北米合衆国とやや類似した形体を以て、世界連邦に進化する事が出来る」⁽⁸⁾と。

なお尾崎が軍備縮小、国際正義の観念や世界市民の養成、国際学校の設立・言語・法律・度量衡・貨幣・裁判所などの万国共通化。輸入制限・関税障壁・移住制限・原料独占などの廃止による門戸開放・自由貿易主義の実施。国際的な貧富大小強弱の平均化や反植民地主義などの主張を展開したのも、平和的共存をめざす国際主義実現の手段としてであった⁽⁹⁾。

以上要するに尾崎行雄は相互扶助の原理に基づく国際主義の立場から、自国至上主義的なナショナリズムを批判するとともに、国家愛と人類愛、民族主義と人類主義との調和を説き、国際的紛争の平和的解決を現実に保障する強制力をもった国際機構の確立による平和的共存の実現と、門戸開放・自由貿易主義の推進を力説したのであった。このかれの立場は、ウルトラナショナリズムが支配する昭和のファンズム期において、後者の立場と真向うから対立するその表明であり、少なくともナショナリズムの本質的な属性である民族ないし民族国家のエゴイズムを、普遍的な原理に基づいて規制しようとするものであった。この限りにおいて昭和期の尾崎は、ナショナリズムに対するインターナショナリズム優位の立場を原

理的に確立したとみてよからう。

けれどもかれのこのような見地は、一方では自由競争の理想を説きながら、その反面では私的エゴイズムを「私利私慾」として批判する伝統的な価値意識から解放されていなかったという矛盾の結果として、導きだされたものであった点に注目する必要がある⁽¹⁰⁾。つまり尾崎は諸個人の私的エゴイズムを「私利私慾」として批判する道徳主義的な観点優位の立場から、自由競争の原理に対する相互扶助の原理をひき出すと共に、同一の見地を民族的・国家的エゴイズムを批判するそれにまで拡大することによって、インターナショナリズムとナショナリズムとの調和を説くようになったのである。かれが再三にわたって「偏狭な民族主義」や「道義観念を離れた愛国心」、「自国本位」の「排外的国家主義」を非難し、それが「文化の進運に逆行」する「亡国」の思想であり運動だと主張⁽¹¹⁾した根底には、以上のような道徳主義的な価値意識があったのである。かれのいわゆる相互扶助ないし共助主義の原則とは、まさにこのような国家的エゴイズムを「私利私慾」として規制するための道徳原理として提唱されたものであった。

要するに尾崎行雄の国家的エゴイズムの野放図な発現を自己規制する道徳原理としての共助主義的な国際主義は、私的エゴイズムを利己の権利として解放し、この私的エゴイズム相互間の対立を一定のルールに基づいて合理的に解決しようとする近代合理主義的な発想とは、異質なものであった。むしろそれはくどいようだが、私的エゴイズムを私利私慾として否定する伝統的な価値意識の国際関係への拡大として提唱されたものであった。だがこの尾崎の主張が、1930年代の思想状況のもとで提唱されたこと自体のもつ意義に注目する必要がある。

当時、国家主義的・ファシズム的な思潮が支配的なそれに転化するにつれて、社会主義思想だけでなく、自由主義的・民主主義的な政治・経済制度や思想に対する批判も、盛んに展開され、民主主義は、我が国体の精神に反する米英流の「利己主義」、「個人主義」、「快楽主義」、「唯物主義」ないし「利己我慾の精神」に基づくものだという非難攻撃がなされていた⁽¹²⁾。したがって尾崎行雄らのブルジョア・デモクラットは、このような非難・攻撃にどう対処するかという課題に直面していたのである。尾崎行雄はこうした状況のなかで、共助主義的な国際主義の立場を力説することによって、ファシストの非難に答えながら逆にかれらの軍事的な侵略を正当化するウルトラナショナリズムを、国家的な「私利私慾」として批判・克服しようとしたものといえよう。

だがしかしかれの国際主義は、極論すればいわゆる国益を求めて展開される国際的な対立を、国家的な私利私慾として否定し、国民の道徳的な覚醒によって国家間の対立を解消しようとするいわば政治の道徳化を旨とする発想につらなるものであっただけに、非現実的な理想論でしかないという批判をまぬがれなかったとみてよからう。

それはともかくとして昭和期の尾崎行雄は一方では、既述のような国家的エゴイズムを自己規制する道徳原理としての国際主義の立場を力説していたとはいえ、その反面において依然としてかれ従来の自由競争の原理を核とする自由貿易主義や、国際的紛争を平和的に解決するための国際体制の樹立を、そしてまた同じ原理に立脚する立憲主義的な国内体制の維持・強化を力説していたのである。この時期のかれには、一面では相互に矛盾する自由民主主義的な自由競争の原理を説く側面と、相互扶助の原理を説くそれとが、無媒介のまま共存していたようにおもわれる。それでは一体、現実の尾崎行雄は以上のような原理に立脚し

て、いかなる内政・外交論（ナショナリズム論）を展開したのであろうか。

注

- (1) この点については拙稿「日本における近代ナショナリズムの思想的特質とその限界——尾崎行雄を中心として——」信州大学教養部紀要人文科学第10号を参照されたい。
- (2) 尾崎行雄「墓標に代へて」昭和8年、『尾崎罇堂全集』第8巻（以下巻数のみ記載）51頁。
- (3) 尾崎行雄「平和共存の大道を進め」昭和9年 第12巻 89～94頁。
- (4) 同上，94頁。
- (5) 同上，101頁。
- (6) 尾崎行雄「墓標に代へて」60，97，140～149頁。
- (7) 尾崎行雄「軍備制限」昭和4年 第8巻 225頁。
- (8) 尾崎行雄「墓標に代へて」122～123頁。及び同「平和共存の大道を進め」100頁。
- (9) 尾崎行雄「岐路に立つ日本」昭和7年 第8巻 同「新年の撻撻」昭和7年 第8巻 同「墓標に代へて」参照。
- (10) この点については前掲，拙稿を参照されたい。
- (11) 尾崎行雄「風雲閣閑話」第8巻 687～688頁，772～773頁。
- (12) たとえば大川周明が「英米の個人主義・功利主義・快楽主義・唯物主義に発せる民主主義的思想」は、「国家主義・理想主義・健闘主義・精神主義を生命」とする「日本精神」と相容れない思想だと批判している（大川周明「国民的理想の確立」昭和2年『大川周明全集』岩崎書店 第4巻 475頁）。またかつて革新倶楽部の一員として尾崎行雄と共に活動した中野正剛も、ファシストに転向後、自由主義を「公益を侵害」する「利己主義」という見地から批判すると同時に、議会政治に対する「強力政治」の必要性を力説していた（中野正剛著『国家改造計画綱領』千倉書房 昭和8年）。さらにまた、斉藤忠が、英米流の世界観こそ「利己我慾の精神」に基づく「個人主義的、自由主義的世界観」であり、「デモクラシーの政治原理」や「個人主義」、「契約思想」、「侵略主義」はまさにこの「利己精神」の具体的な表現にほかならないと主張していたことをつけ加えておこう（斉藤忠「国体顕現戦」大日本言論報国会編『国家と文化』同盟通信社 昭和18年 110～113頁）。自由民主主義的なブルジョア・デモクラットとしての石橋湛山などは、こうした状況のなかで「個人の私利心を排撃すれば、公益を増大し得る」という主張の誤謬を力説していたのである（石橋湛山「公益の増進には個人の私利心の尊重を要す」昭和13年『石橋湛山全集』東洋経済新報社 第11巻 66頁）。

3 尾崎の内政・外交論

ナショナリズムに対するインターナショナリズム優位の立場を確立したファンズム期の尾崎行雄は、では一体その共助主義的な国際主義の原則との関連で、どのようなナショナリズム論を具体的に展開したのであろうか。第一次大戦後、満州事変段階までの尾崎が、すでに述べたように民主主義、平和主義、国際主義こそ世界の大勢を指導する原理であり、日本の発展を促進する道も、この大勢に順応するほかないという見地から、つぎのような自由民主主義的なブルジョア民主主義的なナショナリズム論を唱導したのであった。国内にあっては、自由で平等な諸個人の自由競争を保障する普選を前提とする政党内閣制の完成と、そのもと

における産業立国主義の推進を力説すると共に、対外的には武断的な対外膨張政策から、国際的な自由競争を媒介とする平和的・経済的な対外膨張政策に転換すべきであると。このかれの見解は満州事変以降も基本的には変らなかつたとはいえ、その国際主義の原理との関係で深化させられた。すなわち世界は「進化した自由主義」を基礎とする「新しい文明」をうちたて、自民族至上主義的な「民族主義」を克服しない限り、第二次大戦は不可避であり、その結果人類の文明が「根本から破壊」⁽¹⁾されるであろうという危機感から共助主義的な国際主義の立場を提唱するようになった尾崎が、軍国主義・ファシズム批判を徹底させると同時に、これまでの社会改造論や反植民地主義の主張を、一步前進させたことなどは、その顕著な実例である。では昭和期の尾崎は、どのような国内政治論と国際政治論に基づくナショナリズム論を主張したのであろうか。まずその国内政治論から検討しよう。

かれのこの時期における国内政治論の内的規範が、自由民主主義的なブルジョア・デモクラシーの原理だった点において、大正デモクラシー期のそれと質的な差がなかつたとみてよい。ただ昭和期のそのあらたな発展形態としてわれわれは、かれの社会改造論に注目したい。かれのいわゆる「進化した自由主義」について尾崎自身、詳細な説明をしていないが、おそらくこの社会改造論と密接な関係があつたようにおもわれる。したがって、ここでは、かれの社会改造論に焦点をあててその国内政治論の特色を解明することにしたい。かれはつぎのように述べている。

すなわち文化が進歩するにつれて、国際的にも国内的にも「貧富強弱」の「懸隔」を「矯正防止」しようとする「平等主義」が、世界の大勢になるであろう。現に文明諸国内にあっては、政治的・経済的・社会的な「平等主義」を実現すべきだという声があげられているだけでなく、すでに「社会立法」として具体化されつつある⁽²⁾。殊に今日の「経済的困難」は、「経済組織」が「文化の進歩に順応」できなくなった結果なのであって、「富豪階級と貧賤階級、資本家と労働者、大地主と小作人」の存在が示しているように、「経済組織」がいまだに、「人類の不平等を原則」にした「不合理無根拠な経済的階級制度」の状態に止まっているからにはほかならない。また今日の国家も、人類が「団体的争闘を礼讃した時代の産物」にすぎず、いまや改造の必要にせまられている。これを要するに「階級制度は、その政治的になると、社会的になると、又経済的になるとを問わず、総て之を撤廃しなければならぬ。彼の門戸開放機会均等主義は、国際関係に於ても必要だが、国内的には尚更ら必要だから、一日も早く之を実行しなければならぬ」と⁽³⁾。

かれのいう国内における政治的・経済的・社会的な「階級制度」や、国際的なそれは、資本主義社会における自由競争の結果としてひきおこされた病理現象としての側面を持っていたはずである。自由競争・優勝劣敗は天地自然の理法だと主張してきた尾崎は、ここにきて自由競争の結果としてあらわれた国内的・国際的な不平等や「階級制度」を撤廃して「門戸開放機会均等主義」を実現しなければならぬと力説したのであつた。人はこのような尾崎の主張をみて、かれもついにこれを契機にして従来の自由競争の理想や階級社会そのものを否定して、社会主義社会の実現をめぐすようになるのであろうか、という期待をいだくかもしれない。だがその期待は、幻想に終るしかなかろう。尾崎自身つぎのように主張していたからである。

「人類の性情に根本的变化を生ぜざる限りは、名誉でも、財産でも、又政治的及び社会的地位でも、その人の力量次第、自由自在に之を獲得させるのが最善の制度である。この

点に就ては、私は絶対的門戸開放機会均等主義を主張する。生来の強弱、大小、智愚は別とし、その他の点に就ては、人類を絶対的平等の位地に置いて自由自在に競争せしめ、以て優勝劣敗の結果を得させるのがよいと思ふ。自由競争によって得たところの地位財産を、獲得者自身が使用するのは無論宜しいが、之をその力量もない子孫に相続させる時は、茲に人為的不平等が生じ、機会均等自由競争の本義を攪乱する事になる。現世界列国の禍患となっている共産主義者は、この人為的不平等から起るところの疾病に過ぎない」(4)。

尾崎は政治的・経済的・社会的な「不平等」に基づく「階級制度」が、自由競争の結果ひきおこされたという事実を自覚することなく、「人為的不平等」の撤廃による自由競争・優勝劣敗の理想を、ひき続き力説したのである。自由民主主義者としての尾崎行雄の立場は、この意味で昭和期になっても変らなかつたとみてよかろう。ただこの時期の尾崎行雄は、大正期の社会改造論を一步前進させたという意味で注目する必要がある。

すなわち第一次大戦後、昭和の初頭までのかれは、社会改造の必要性を認めながらも、普選の実現による政党内閣制を完成さえすれば、社会問題の合理的な解決が可能になるという見地から、その主張の力点を政治的デモクラシーの実現においていた。これに反して満州事変以降の尾崎は、軍国主義・ファシズム反対、議会主義擁護の立場から、これまでの政治的デモクラシー論をくりかえし主張しただけに止まらず、これと平行して経済的・社会的な不平等の撤廃を目ざす経済的・社会的デモクラシー論を、積極的に唱えるようになったのである。

たとえばかれが一方で、天皇制国家の発展を確保する最良の合理的な政治形態こそ、諸個人の自由な活動を保障する立憲政体であり、これを完成するためには、現存の政治的不平等の撤廃による政治的機会均等の実現が不可欠である。特に文官任用令の改正による文武不平等の廃止、軍部の政治的介入の禁止、議会の地位権限の強化、比例代表制や婦人参政権の実現、選挙権の年令制限のひき上げ、治安維持法の廃止などを中心とする政治的デモクラシー論を展開(5)すると同時に、国民の最底限度の生活費の保障、財産相続法の改正、土地・鉱業・鉄道・水力・銀行・保険などの国有化による経済的不平等の是正(経済的デモクラシー)、並びに官尊民卑・男尊女卑・爵位の世襲制及び各種の社会的閥の廃止、家族制度の近代化、貧困家庭の子弟に対する学費の給与などによる社会的不平等の撤廃(社会的デモクラシー)を力説していたことなどは、そのあらわれである(6)。

尾崎が以上のような政治的・経済的・社会的デモクラシーを唱えるようになったこと自体、歴史的には特に目あたらしいものではない。すでに大正デモクララットが、第一次大戦後このようなデモクラシー論を提唱していたからである。当時のかれはこのような思想状況のなかで、政治的デモクラシーに重点をおいた主張を展開していたという意味で、流行おくれの感すらあったといえよう。だがファシズム期になってかれが、従来の政治的デモクラシー論から政治的・経済的・社会的デモクラシー論へと移行したこともつ歴史的意義は、まことに大きかった。なぜなら尾崎行雄は自由主義・民主主義が英米流の反国体的な思想として排撃され、「近代の超克」がさげばれていた昭和10年代において、あえて経済的・社会的デモクラシー(社会改造)を力説し、自由競争を保障する議会政治の価値をあらためて強調すると同時に、ウルトラナショナリズムを、きびしく論難していたからである。

ともあれファシズム期の尾崎は、日本の発展と世界の平和を確保するためには、少なくとも政治的・経済的・社会的デモクラシーの実現が必要不可欠だと主張していたのであった。かれのいわゆる「進化した自由主義」とは、まさに以上のような政治的・経済的・社会的な

不平等の徹廃による自由競争の保障をめざすものであったとみてよかろう。と同時にかれの経済的・社会的不平等撤廃の要求は、その反面で自由競争の結果生ずる敗者の救済を意味した事実を見落してはならない。要するに「進化した自由主義」とは、尾崎の思想に内在していた自由競争と相互扶助という矛盾する原理の具体的な発現形態だったのである。このようにかれの国内政治論は、相互に矛盾する原理を構成要素とする発言の統一体としての性格をもっていたことをかさねて強調しておきたい。ではつぎに尾崎行雄の国際政治論に焦点をうつそう。

国際主義の立場から自国至上主義的なナショナリズムを批判し、ナショナリズムとインターナショナリズムとの調和を、積極的に主張するようになった尾崎行雄が、国際的な紛争を平和的に解決するための国際機構の拡充・強化と門戸開放、自由貿易の実現を力説したことや、そこには依然として相互扶助の原理と自由競争の原理とが無媒介に共存していたことについては、すでに指摘した。そこで問題は、かれがその共存共栄の国際主義の理想をどの程度、具体的な対外政策を提唱する際の内面的な規範にしたかにある。その最大のメルクマールは、いうまでもなくかれが日本帝国主義の対外侵略政策に対してどのような態度をとったかにある。

第一次大戦後、満州事変頃までの尾崎行雄は、日本帝国主義の武断的な対外侵略政策に反対したとはいえ、すでに獲得した植民地の解放や帝国主義的権益の放棄を主張したわけではなかった。その証拠にかれは、一面ではいかなる「富強国」でも、もはや「弱国を蚕食併合」することが不可能になっただけでなく、すでに併合した「弱国にも、自治権・独立権を許与」せざるを得ない「世の中」になったと述べながら⁽⁷⁾、その反面でつぎのように主張していたからである。

わが国はすでに「日清・日露両戦役の結果として、台湾・朝鮮・関東州・樺太南半等を得たから、国防・人口・原料・販路等の生存的要件」を不十分とはいえ一応確保した。しかるにわが国が依然として経済的不況を脱することができないのは、「経済を犠牲」にした軍拡政策のゆえである。したがって「生存問題」を解決する道は、軍縮による平和的發展策以外にない。「もし我が国に軍備の必要ありとせば、それは対内的でなく対外的であらねばならぬ。朝鮮・台湾・関東州・樺太・その他の新領土に対して多少の必要はあるが、主として対外的」それも「侵略を目的」としない「防禦的」なものでなければならないと⁽⁸⁾。

尾崎が昭和4（1929）年段階にこのような主張を展開しただけでなく、従来の中国蔑視観や排外的愛国心のあやまりを説き、専制的な植民地経営の改善を唱えた⁽⁹⁾ことのもつ意義を、正当に評価しなければならない。けれどもこの段階のかれは、植民地の解放を説くまでにはいたらなかった。ところが満州事変以降の日本ファシズムの全盛期においてかれは、

「列国が前に侵略した領土を全世界の全人類に奉還すべき時期も早晩到来するに相違ない。その手初めとしては、先づ独立し得べき民族は漸次之を独立せしめ、その未だ独立し得ざるものは、之を国際連盟に移すか、又は現在の領有者をして、諸民族及び世界人類のために暫く之を保管せしめる事になるだろう。又その本国及び属領の土地物質は、やがて之を解放して全人類の使用に提供させる事になるだろう。否、いやしくも天理人道を解するものは、さうなるやうに努力しなければならない」⁽¹⁰⁾

と主張すると共に、「世界の大勢の進展」のいかんによっては、日本も朝鮮や台湾に「自治権を与へて半独立国となす必要」がおこるかもしれない。また満州を「わが生命線だとか死活問題であるとか云ふのは感情的臆断」以外のなにもものでもなく、これをわが「勢力範囲」

に入れても日本の利益には決してならない。それどころか満州事変こそ、わが国の内外にわたる危機を一層深め、国家存亡の岐路にたたせる結果になった一大事件にほかならず、いわゆる満州国などは「在住人民多数の希望」を無視し、「売国的人物」を利用してデッチあげた「日本の傀儡でこそあれ決して独立の国家」ではないことを力説したのであった⁽¹¹⁾。ちなみに当時のかれが詠んだ短歌を引用しておこう。

住む民の望みに依りて自決しなど

ハイカラめけるこはいろはよせ

尾崎行雄は軍部やマス・コミを始め民間諸団体が、満州事変を契機にして排外主義をあふりたて、一般大衆はむろんのこと、無産政党の中からも中国侵略に同調する動きが公然化しつつあった昭和8（1933）年段階に、国際主義の立場から民族自決を説き、中国侵略に断固反対する態度を明らかにしたのである。かれ尾崎のこの反植民地主義の主張は、昭和10年代になっても、なんら変るところがなかった。いわゆる上からのファシズム化による太平洋戦争への道に、一貫して反対し続けた尾崎行雄の思想と行動の一端を、念のため紹介しておこう。二・二六事件に象徴される急進ファシズム運動に対してはもとより、日独伊三国同盟や近衛新体制の成立をきびしく論難し、第二次大戦への不参加・中立を説いた尾崎は、昭和16（1941）年には、つぎのように主張している。

今日の「国難」をひきおこした最大の原因は、満州事変や日中戦争の如き「国家の安危盛衰」にかかわる大事件を、「廟議の決定をも、帝国議会の特別討論」をも経ずにおこした軍部の独走にある。試みにある一国が「突然北海道を占領して、其処にアイヌの国王を建て」たならば、わが国民はこれを黙認できようか。中国人とてその例外ではない。満州事変をひきおこした以上、日中関係が「悪化し、各種の事変が、各種の形態に於て、発生する位のことは、覚悟の前」でなければならぬ。仮りに日中戦争の目的が「支那に於ける列国の居留地、その他の特権を撤廃」し、完全な「独立国として、門戸開放、機会均等の政策」を実行することにあるならば、「支那は勿論のこと、英米その他の国々も、必ず賛成」するはずである。そもそも「属領」をもつこと自体が、本国の「利益」とならないことが明白となり、イギリスなどはすでに植民地を、つぎつぎに独立させている状況下で、いざんとして「武力によって、属領を作らうとするのは、全く文化の進運に背反する考え方で、思想の根底が誤って」いると⁽¹²⁾。

さらにかれは戦争末期の昭和20年に執筆を開始したとされる論説「休戦宣言と新世界建設の提唱」のなかで、重ねて「偏狭なる国家主義」・「民族主義」こそが戦争の「最大原因」だったことや、国際主義の原則に立脚する「新世界の建設」の必要性を強調しただけに止まらず、ついに植民地の解放を「講和談判」の根本方針の一つにしなければならぬと主張したのであった。すなわち「台湾・朝鮮・満州の如き武力を背景として得たる地域は他国の容喙を待たず、我より進んでそれを開放し、住民の自由意志に依て其の帰属を決定せしめること。吾先づ之を提言せば米は比島に、英国は香港、ビルマ等に対し同様の処置を施すに至らん」と⁽¹³⁾。

大正デモクラシー期において最も急進的な反帝国主義・反軍国主義の論調を展開したとして、高く評価されている『東洋経済新報』でさえ、昭和7・8年を契機にして、満州事変に対する批判的な立場から、肯定的なそれに一転し、「帝国主義・軍国主義容認」の態度を表明するようになったことについては、すでに明らかにされているところである⁽¹⁴⁾。ところ

がわが尾崎行雄は、まさにこの昭和7・8年段階を契機にして、反軍国主義・反植民地主義の立場を、より一段と急進化させていったのである。だがしかしかれの反植民地主義の立場にも問題がなかったわけではない。植民地主義に反対した論拠は、つぎのようなものだったからである。

つまりかれは、前節でもふれたように文明の進歩につれて、共存共栄の国際主義以外にいかなる国家の発展も、期しがたい時代になった。したがっていまの世界の領土は、すべて全人類の「共有物」だという「主義」に基づいて、植民地を始め本国をも、全人類に解放すべきである。換言すると門戸開放、機会均等、関税障壁の撤廃、自由貿易主義などを実現することによって「すべての物質および人類の出入を自由」にする必要がある。いまさら「時勢おくれの武力」で植民地を切りとつても、決して本国の「利益」にならないというにあった⁽¹⁵⁾。この論理はいうまでもなく被抑圧諸民族の解放の立場から出てきたものではなかった。むしろそれは帝国主義列強がこれまでのように力の政策を続けている限り、共倒れになるばかりか、全人類の破滅にもなりかねないという危機意識に基づくものであったとさえいえよう。このことは尾崎行雄自身、かつて最も強硬なアジア侵略論者の一人であったことと無関係ではあるまい。ナショナリストとしての尾崎の国際主義・平和主義の出発点における発想の根底には、植民地・半植民地の諸民族に対する加害者相互間の、大国主義的な共存共栄政策としての一面があったことを、したがってまた被抑圧諸階層・諸民族の視点からのそれではなかったことを、やはり率直に認めるべきであろう。

さて尾崎行雄のナショナリズム論の基本的な性格が、ここにきてほぼ明らかになったようにおもわれる。かれは明治以降の自由競争の観念を核とするブルジョア民主主義の原理だけでなく、相互扶助の観念を提唱したとはいえ、基本的には前者の原理に基づいた国内的・国際的な体制を樹立し、そのもとにおける対等・独立な諸個人ならびに民族国家の自由な競争を保障することが、とりもなおさず自国の発展だけでなく、他国ないしは全人類のそれをも促進することになるという自由民主主義的なナショナリズム論を提唱したのであった。ただ大正デモクラシー期のそれとの相違をあげるならば、かれがその相互扶助ないし共助主義の観念に基づく国際主義の見地から、自国至上主義的なナショナリズムを激しく批判すると共に、公正な自由競争を保障する前提条件として、あらたに国内における政治的・経済的・社会的不平等の撤廃を叫び、国際的な門戸開放、植民地解放の主張を、より徹底させた点にある。かれの軍国主義・ファシズム反対の主張も、まさにそれが平和的共存を前提とする自由民主主義的なブルジョア民主主義的なナショナリズムに敵対する亡国の思想であり運動であるばかりか、人類の破滅につながるものだという点にあった。最後にこの尾崎の反軍国主義・反ファシズムの思想を検討することにした。

注

- (1) 尾崎行雄「外遊断想」昭和8年 第8巻 617頁。
- (2), (3) 尾崎行雄「墓標に代へて」昭和8年 第8巻 67～68頁, 133～135頁。
- (4) 尾崎行雄「墓標に代へて」154頁。
- (5) 尾崎行雄「立憲政治更生の途」昭和10年 第9巻, 同「日本はどうか」昭和12年, 第9巻 同

「第七十六議会の失態」昭和16年 第9巻, 同「不敬罪事件感想録」昭和17年第9巻を参照。

- (6) 尾崎行雄「墓標に代へて」, 同「日本はどうするか」, 同「不敬罪事件感想録」参照。
- (7), (8) 尾崎行雄「軍備制限」昭和4年 第8巻 325頁, 230頁, 212～213頁, 230～231頁。
- (9) 尾崎行雄「軍備制限」, 同「風雲閣閑話」第8巻 664～665頁, 同「外遊断想」571～572頁。
- (10) 尾崎行雄「墓標に代へて」176頁。
- (11) 尾崎行雄「墓標に代へて」9～30頁, 165頁。
- (12) 尾崎行雄「第七十六議会の失態」751～770頁。
- (13) 尾崎行雄「休戦宣言と新世界建設の提唱」昭和20年 第9巻 795頁, 804頁。
- (14) 井上清・渡部徹編『大正期の急進的自由主義』東洋経済新報社 1972年参照。
- (15) 尾崎行雄「辞世を懐にして」昭和12年 第9巻 491～493頁。

4 反軍国主義・反ファシズム論

ファシズム期の尾崎行雄は、議会内の最左翼として反軍国主義・反ファシズムの闘いに文字通り死力をつくしたといつてよかつた。ファシズムと軍国主義とは、いうまでもなく同一物ではない。前者が資本主義のいわゆる一般的危機の段階に固有な政治形態ないしは権力形態の一つであるのに対して、軍国主義は特定の歴史的な発展段階に照応する固有の政治形態ではかならずしもないからである。むしろ後者は、内外の諸問題を専ら武断的な手段によって解決しようとする思考態度にもとづいて、軍事的価値優位の国内体制を築きあげようとする思想ないしは運動であり、したがってまた、それは丸山真男がいうようにファシズム以外の政治形態のもとでもあらわれる現象だとみてよからう⁽¹⁾。日本の軍国主義も、この意味では明治以来、一貫して存在しかつ機能してきたとみていい。

けれども日本のファシズムが周知のように軍部・官僚勢力を中心にして、下からの急進ファシズム運動を、上からのファシズム化を促進する契機として利用しながら、なしくず的に完成させられていったが、日本の軍国主義はその際に、ファシズム化の推進力としての役割をはたしたばかりか、日本ファシズムの重要な属性の一つにもなったという点で注目しを。第一次大戦後の尾崎行雄がその主要な課題の一つを、軍国主義批判においていたことのもつ意義は、この意味でもまことに大きかつたといわなければならない。

かれは明治以来、その論拠に変化があつたとはいえ、軍国主義には一貫して反対し続けたとみていい。明治期のかれが富国強兵政策に賛成したばかりか、アジア侵略を鼓吹する対外硬論者として活躍したとはいえ、軍事的価値優位の国内体制を樹立することによってアジア侵略を推進しようとしたわけでは決してなかつた。かれが当時のいわゆる民権と文権（経済的文化的諸力）と武権との三者の統一的な促進を力説し、長州閥、薩摩閥の支配する軍隊の、国民の軍隊への転換を要求したことなどはそのあらわれである。また明治末から第一次大戦段階までのかれは、内政・立憲主義と外交・実業上の帝国主義の促進を説く見地から、資本の論理を無視した軍拡財政や武断的な対外膨張政策に反対すると共に、軍部の特権的地位の打破を力説した。そしてまた第一次大戦後、非帝国主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズム論を主張するようになってからのかれは、平和主義、国際主義の立場からこれに敵対する軍国主義反対の姿勢を一段と強めた。その際の主要な論拠は明治憲法体制のもとで特権的な地位を拡大強化してきた軍部の政治への介入が、立憲政治を破壊する結果をひきおこしているばかりか、かれら軍国主義者の偏狭な民族主義ないし日本主義、武力侵略主義の

強行が、国内の産業・文化・教育の発展を阻害し、さらには国際的な孤立を強めることになったという点にあった。満州事変以降の尾崎行雄は、基本的には以上のような論拠に基づく軍国主義批判を、繰返し主張したのであった。

たとえば軍人が「政治に干渉したり、長上の命令」を受けずに「専恣の振舞」をするようになっては、「帝室のためには、各人民のためにも、軍隊ほど危険なものはない。かれらは内にあっては「徒党」をくんで「陛下最高の職司を虐殺（五・一五事件）し、外にむかっては勅令もこわずに勝手な「軍事行動」（満州事変）を開始して全世界を敵にまわす結果をひきおこしているばかりか、陸軍大臣が首相や外相をさしおいて重大な「対外的国策を声明」（2重外交）するという暴挙すらおこなっている。しかるに「全国官民」は、軍人のこのような横暴を「叱責」しないだけでなく、これに「追従」し、さらにはそれを「煽動」すらしている⁽²⁾。

また政府が「軍部の威圧」に屈服して、総歳入の四割六分にもわたる「世界に比類なき軍事予算」をくむにいたっては、国の財政経済の破綻はまぬがれず、産業、教育、福祉を始めとする「重要事業」はことごとく「萎靡不振」におちいらざるを得ない。しかも今や言論の自由は「軍人とその追従者」にしか存在せず、「本来政治に関与すべからざる」軍部が、首相をかわるがわる出すという事態は「薩長軍閥全盛の日」といえども、夢想だにできなかったことである⁽³⁾。就中、軍部が陸海大臣現役武官制の規定を利用して内閣の「生殺与奪」の権をにぎっているのは、天皇の「任免大権」に対する明白な「干犯」ではないのか⁽⁴⁾。

これを要するに現在のところ「上は皇室の繁栄を保全し、下は万民の幸福を増進する道は、官民朝野をして立憲の知徳を練磨し、立憲的忠愛心を養成せしめ、以て善良なる政党内閣を建設」するほかない⁽⁵⁾。したがっていやしくも「憲政を扶持して帝室の尊榮と人民の幸福を保全せんと欲する者は、武力を背景とする者の政治的進出を、其の現役将校たると在郷軍人たるとを問わず、総て之を禁止」すべきである⁽⁶⁾と主張したことなどはその一例である。

尾崎行雄の主張の力点は、要するに日本の国際的孤立と全面戦争の危機をひきおこした最大の原因が、軍部を中心とする勢力の軍事力優位の武断専制的な内政・外交政策の強行にある。故にこの「困難」を打開する道は、軍部の政治への介入を禁止して、政党内閣制を復活させると同時に、民主主義、平和主義、国際主義の原則に基づく内外の諸政策を推進すべきだという点にあった。

だがしかし政界の「孤児」として孤立無援の状態においこまれていた昭和10年代の尾崎行雄は、その実現の現実的な手だてを見失っていたのであろうか。せまりくるファシズムの波を眼前にして、そのむなし最後の期待を天皇の「聖断」にかけたのであった。すなわち「立憲政治の倒壊」を救う道は、天皇の詔勅によって選挙民の覚醒と軍部の政治への介入を禁止するか、天皇自身が不当と考える首相の奏請を拒否するしかないとまで主張するようになったのがそれである⁽⁷⁾。しかも時すでに近衛新体制の完成による太平洋戦争への道が、着実に進行しつつあった。こうした状況のもとで、尾崎行雄は従来軍国主義批判に加えて、さらに反ファシズム論を展開する必要にせまられていたはずである。かれは一体、この課題にどう答えたのであろうか。尾崎のファシズム論を要約すると、それはつぎのようなものであった。

まず第一にファシズムは、「数千年来世界列国が実験を重ねたところの専制政治」ないし

は「全体主義と云ふ独裁政治」にすぎず、その実体は秦の始皇帝や鎌倉幕府の「武門政治」となら変わらないこと。

第二にそれが君主制と両立しがたい「政治様式」であること。

第三には「不世出の人物」の存在をぬきにしては、効果のあがらない「政治法」であるばかりか、それが「国家生民の慶福」をもたらさないものであること。

第四には全国の人民が非常な窮乏におちいつている状態のもとで発生する政治であること。

第五にそれは「憲法法律を無視し、生殺与奪の全権を掌握」して始めて実施できる「暴力政治」であり、わが国のように「皇帝あり憲法ある国家は、断じて独伊の専制法を採用して、全体主義」をおこなうことができず、強いてこれをおこなえば我が国体と政体を破壊する結果になること。

第六には他国の利益をじゅうりんしても、自国の利益を獲得しようとする偏狭な「民族主義」ないしは「自国本位」主義に基づくものであって、「国際主義と調和」しがたいものであること。

第七に日本が、自民族至上主義的なナショナリズムを表明している独、伊のファシズム政権と提携しても、いずれかれらはわが黄色人種に対する「人種の差別観念を実行」するようになること。

最後にかれがプロレタリア独裁とファシズム的独裁とを同一視していたことなどがそれである⁽⁸⁾。

一般にファシズム運動は、資本主義の全般的危機の段階において、現状に不満をいだく中間層を中心とする擬似革命運動として発生し、権力を獲得した体制としてのファシズムの本質が、金融資本の最も反動的・排外主義的な暴力的独裁にあるとされてきた。尾崎行雄は、すでにあきらかなように専らファシズムの統治形態や非合理的な自民族至上主義的な行動様式ないし思考様式に焦点をあてながら、その現象形態をかなり正確に理解しているとはいえ、その歴史的な特質を独占資本主義との関連でとらえようとはしなかった。かれがファシズム的独裁と古代や中世のそれやプロレタリア独裁との区別を無視する結果になった理由も、ここにあってとみてよからう。尾崎の以上のようなファシズム理解は、当時の水準からみてもかならずしも高いものではなかった。このことはかつて尾崎と共に大正デモクラシー運動の理論的指導者として活躍した長谷川如是閑や、大山郁夫などのファシズム認識と比較すれば、あきらかになるはずである。

たとえば長谷川如是閑は、その著『日本ファシズム批判』（昭和7年）のなかで、権力を獲得した体制としてのファシズムと、いわば運動としてのファシズムを、さらには「暴力的ファシズム」と「合法的」ないしは「変質ファシズム」とを、区別しながらつぎのように主張していた。

すなわち「ファシズムを初めから大資本主義の道具とする見地」だけでは、ファシズムの特質をとらえることができない。たとえばファシズムを「独占資本主義の最高段階に達した社会に於て、階級闘争の結果、ブルジョアジーの権力が動揺し無力化」しようとするときに起る「支配形式」だとみる見解は、「本来のファシズムの歴史的起源を軽く見て、そのファシズムが、変質されて中心的最高資本主義を侵したものに重心」を置いたとらえ方である。この解釈はたとえ「最高資本主義国のファシズム化に対しては当って」いても、後進資本主

義国の場合にはあてはまらない。ファシズムは本来「世界的に資本主義の没落の時代に入ったことを条件として、資本主義国として未だ完成されず、従ってブルジョア・デモクラシー」が、ブルジョア独裁の支配形態として確立していない後進資本主義国の「中間層」の運動として、発生したものである。イタリアのファシズムがその典型であり、かれらファシストは「プロレタリアートの暴力による民主主義の動揺を、ブルジョア民主主義そのものの立場によって防衛せず、小ブルジョアの立場から、反動的に批判」し、「プロレタリアートの暴力的独裁」に対する「小市民階級の暴力的独裁」として、権力を掌握したのであった。だがしかしその「独裁主義」も、いずれ「中産階級の性質を脱して、それ自体全的大資本主義的独裁への隷属に転向」するほかない。つまりイタリアのファシズムは、「暴力的ファシズム」としての「原始的形式」を喪失し、ブルジョア独裁の一形式としての「合法的ファシズム」に、換言すると先進資本主義国を侵している「変質ファシズム」に転化するであろう。「ヒットラー一派の暴力的ファシズム」も、その例外ではない。

世界のファシズムは、結局「ブルジョアジーの独裁の新たな形式として、ブルジョア独裁に不便であったデモクラシーに代る形式」として「残り且つ発展」するほかない。なお目下「一般資本主義国家のデモクラシーは全く袋路に入って、合法的ファシズムに抜け道」を求めつつある。したがってこの「合法的ファシズムに対する戦ひ」こそ、今やすべての国のプロレタリアに課せられた重大な任務だとみてよい。またわが国にも、現在軍人を始めとする「小ブルジョアの独裁主義」の運動が抬頭しつつあるとはいえ、「ファシズム革命」を媒介とする暴力的独裁が成立する可能性はない。けれども二大政党を中心とする合法的なファシズム化が、現に進行しつつあり、すでに「暴力的ファシズムに近いもの」が、成立しているとさえいえるのではなからうか、というのが長谷川如是閑の見解であった⁽⁹⁾。

また大山郁夫も、ファシズムの本質が「金融資本の独裁」⁽¹⁰⁾にあることを主張してこう述べていた。「ファシスト集団」が応々にして「無産階級のスローガン」を掲げ、現状否定の反資本主義的な姿をみせているが、早晩かれらは金融ブルジョアジーの「支配的地位」の「擁護者維持者」となるであろう⁽¹¹⁾。またわが国においては、「大衆の間」に「政治上の自由主義の伝統」が定着しておらず、したがってファシズム的独裁が成立する具体的基盤が「イデオロギーの分野の上にも、実践の分野の上にも、非常に充満」している⁽¹²⁾。それどころか昭和7年の今日、無産政党の右派がファシズム化しており、「ファシズム運動」がすでに、一般大衆を吸合しつつあるとさえ主張していたのである⁽¹³⁾。

尾崎行雄のファシズム理解は、もはや指摘するまでもなく、長谷川如是閑や大山郁夫のそれと大きなへだたりがあり、かれ尾崎は、極論するとファシズムの本質を理解していなかったとさえいえよう。なお尾崎と同様、議政壇上から軍部・ファシズム批判をおこなった民政党の齊藤隆夫も、尾崎と同質なファシズム理解しか示していなかったことをつけ加えておきたい⁽¹⁴⁾。

尾崎のファシズム論には、以上のような限界があったとしても、当時の歴史状況の中で展開した反ファシズム闘争のもつ意義を看過してはならない。ことに二・二六事件以降、日本にもファシズム的独裁政治登場の危機がせまっているとみるようになったかれは、あらためて「帝室の尊栄と人民の幸福」を維持する最良の方策が、立憲政治の完成と「共存共栄」の平和的な「産業的発展」政策以外にないという従来ナショナリズム論を力説すると同時に、これに逆行する近衛新体制の完成と、日独伊三国同盟の締結による太平洋戦争への道

に、極力反対したのであった⁽¹⁵⁾。

すなわち昭和12(1937)年には、いわゆる二重外交や陸海軍の不統一、イギリス・アメリカ・ソ連・中国を仮想敵国とする軍拡競争と日独防共協定の締結などに反対しただけでなく、二・二六事件などのテロ行為こそ、言論によって事の優劣を決しようとしなない封建的な思想感情にとらわれた「不忠非愛国の所業」にはかならない。また宇垣内閣を流産させた軍部の行動は、天皇の任免大権を犯す越権行為だと批判した⁽¹⁶⁾。続いて昭和13年から15年にかけては、わが国が独・伊の「独裁国」との提携を強化すれば、必然的に・英・仏・露・支を敵とする世界大戦が不可避となり、その結果は勝敗のいかんにかかわらず、「共倒れ」になるであろう。故にわが国はヨーロッパに世界大戦がおきても、「中立」を守り、いずれの陣営にも「加担」すべきではない。日本の安全と利益を確保する道は、これ以外にないという観点から三国同盟に反対した。そしてまた「蔣介石を相手にせず」と声明した近衛内閣の対支政策の不毛性や日本主義の独善性を非難し、その反省を強く要請したのであった⁽¹⁷⁾。

そして昭和16(1941)年。かれは「我が国は古来の国体から見ても、また現在の立憲政体から見ても、純然たる輿論国であって、独伊の如き全体主義を行ひ得べき国柄ではない。翼賛会の仕事は、共産主義や、社会主義に類似しているのみならず、全体主義を行はんと欲する者の如く見えるが、帝室あり、憲法がある以上は、到底之を実行するわけにはいかない」⁽¹⁸⁾と説いて、「独裁政治への道」を切りひらく大政翼賛会の「解消」を力説⁽¹⁹⁾。続いて軍部ファシズム勢力の、ナチスばりの「高度国防国家」の構想は、非現実的で「盲目的」なやり方でしかなく、また「八紘為宇」のスローガンは、「唐人の寝言」にすぎぬ。そもそもかれらのいわゆる「興亜」とか「共栄圏」とか、「アジアの盟主」とかの意味するところは何か。それは「倒亜」であり、「共衰圏」であり、「孤立無援」以外のなにものでもない、これを痛烈に罵倒したのであった⁽²⁰⁾。

ところで前述のように近年、反軍・反ファシズムの姿勢をつらぬいた自由主義的ジャーナリストの発掘・再評価の作業が盛んになってきたが、尾崎行雄は、正木ひろし、桐生悠々、石橋湛山、清沢冽、菊竹六鼓らにまさるとも劣らない反軍国主義・反ファシズムの闘いを続けたことを、ここにあらためて強調しておきたい。

太平洋戦争下の尾崎はどうであったか。すでに80才の峠をこえていたかれは、東条内閣批判と、民主主義、平和主義、国際主義の原則に基づく敗戦後の新日本の建設と、平和的共存を保障する国際体制をいかに樹立するかという課題にこたえるべく、その全精力を注いだのであった。

たとえば昭和17年。東条首相は太平洋戦争緒戦の勝利と、国民の戦意高揚の機会をとらえて、大政翼賛体制の総仕上げをするべく、いわゆる翼賛選挙を強行しようとしていた。これをみた83才の尾崎行雄は、今をときめく東条首相に、公開状を送りつけて、翼賛選挙は「立憲の本義」に反するものであり、候補者の推薦を取消せとせまったのであった⁽²¹⁾。

だがしかし東条内閣の回答は、非推薦候補者として立候補した尾崎行雄の選挙演説が、不敬罪にあたるとして投票日の7日前に、巢鴨拘置所に留置すると共に、かれを起訴することであった。尾崎はこの卑劣な選挙干渉に抗して当選したものの、かれをまっていたものは、翼賛議員によって進められていた尾崎除名の策謀と、非公開の裁判であったという。かれ自身による当時の回想をきこう。

「すでに筆と口との自由を封じられた私は、在野政治家としての活動も思ふにまかせな

くなった。それに不敬事件、翼賛会の成立、除名問題など、不快な出来事が連続した上に、持病の神経痛が起り、私は毎夜、安眠することもできなくなった」と⁽²²⁾。

尾崎行雄は、今や法廷だけが非立憲的な東条内閣と翼賛体制を批判する最後の場所だと信じて、裁判闘争に全力を投入した。かれの主張はつぎのようなものであった。

「予は元来公平無私の原則に基いて全世界全人類の安寧幸福を増進せんと欲」するものであり、個や国家を問わず「道義に背ける専恣横暴な振舞」には反対せざるを得ない。この道義の原則に立脚する内外の諸政策を推進することこそが、「帝室の尊榮と、人民の幸福を維持確保」するゆえんである。すなわち、国内にあっては、政治的・経済的・社会的な不平等を撤廃し、「四民平等」の原則にもとづく立憲政治の完成と、産業発展政策を推進すべきである。また対外的には偏狭な国家主義・民族主義を否定して、「国際協調」主義の原則に基づく外交政策を推進し、紛争の平和的な解決を保障する国際体制の樹立にむかって努力すべきである。かれがこれまで、藩閥打倒、憲政擁護、文武権の均衡、普選の実施、官尊民卑の弊習革新、国際協調、軍備縮小、不戦条約の実行、国際裁判制度の拡充、軍部ファシズム批判などをおこなってきた理由も、まさにこの理想実現のためなのであって、以上の信念は現在もむろんのこと、今後といえども変わらない⁽²³⁾。

然るに今やファッション的独裁政治を賛美する風潮が全国にみなぎっており、政党内閣主義者を「国賊」扱っているばかりか、鬼畜米英式のジンゴイズムが、あふりたてられている。これは敵味方の区別によって「正邪曲直を顛倒」せんとする「小人卑夫」の所業に外ならず、たとえ交戦中といえども「真実と道義心」とを保持すべきである。とりわけ大政翼賛会の結成や東条内閣の翼賛選挙は、「立憲政治の根本を破壊」する「憲法違反」の行為以外のなにものでもなく、到底これを許すわけにはいかない。今回あえて立候補したのは、この皇室や人民にとって危険きわまる独裁政治を阻止し、帝国憲法を擁護すると共に、太平洋戦争の早期解決をはかること、かつまたたとえ戦争に負けるようなことがあっても、「其の禍ひが天皇陛下に及ばないような案」を今から研究しておくべきだと主張するためであった。

しかるに政府当局は、この熱烈な立憲主義的な天皇制論者としての尾崎を、こともあろうに不敬罪で起訴するとはなにごとか。事の真相は、要するに東条首相らが「予の政治的生命を絶」とうとしておこした政治的陰謀にすぎない⁽²⁴⁾。むろんだからといって予は無罪を望むわけでは決してない。むしろ「重罪を歓迎」とさえ陳述したのであった。それというもの

「今日予が時勢の犠牲となって、不当の刑罰を受くれば、それが不敬罪であろうと、何であろうと、当局者の無理非法が強ければ強いほど、天下後世の予に対する同情は、益々深大なるべしと思ふ。従って予が憲政復活、国運伸張に寄与する分量は、愈々増加するだろうと考へる。故に余命幾何もなき予は、たゞに刑罰を逃避したい心情を有せざるのみならず、成るだけ無理な刑罰を科せられる事が、予にとっては、最後の御奉公として最も有効であり、且つ未来に於て、予の名誉をも増加する所似だ」⁽²⁵⁾

という確固たる信念のゆえだったのである。

すでに明白のように尾崎行雄は、終始一貫民主主義、平和主義、国際主義の原則に立脚する自由民主主義的なブルジョア民主主義的ナショナリズムの信念を曲げず、この見地から軍国主義、ファシズム批判の立場を、貫ぬき通したのであった。なおかれがその自叙伝のなかで、当時「私を起訴するについては、勅許を得なければならぬから、裁判の記録はかならず

陛下の御目にも触れるものと信じ、私は議会ですらも述べられなかったことを、思ふ存分に述べた⁽²⁶⁾と回顧していることをつけ加えておく必要がある。忠臣・尾崎行雄の天皇への期待が、その果敢な法廷闘争を支える心のよりどころになっていたようにも解釈できるが、ともあれわれわれの心に重くのしかかってくる歴史的現実、尾崎行雄のような自由民主主義的ナショナリストであれ、また二・二六事件の被告・磯部浅一のようなウルトラナショナリストであれ、かのむなしい幻想に限りない期待をよせ、そして破れ去っていった近代日本の悲劇である。第二次大戦後、「議会政治の父」として再び時代の脚光をあびることになった尾崎が、天皇に「拜謁」したときの感想をつぎのようにかきつけている。

「40分ばかりお目にかかったが、格別のお話はなかった。私としては、いろいろ申上げたいこともあったが、どのくらい御理解下さるか分からないと思ったから、御模様を拝するにとどめた。

ただ私は、万占未曾有の悲惨な状態に立たされた以上、陛下はよほど弱っておられるものと考へたが、実際にお目にかかると、お顔など福々としていて、少しもお苦しみにならない御様子が見えなかったので、意外に感じた⁽²⁷⁾と。

ブルジョア民主主義的ナショナリストとしての尾崎行雄が、すでに論じたことのあるナショナリズムのエートスを忠君愛国の精神に求めたことの帰結がこれだったのである。

注

- (1) 軍国主義については丸山真男著『増補版現代政治の思想と行動』未来社 285～286頁参照。
- (2) 尾崎行雄「墓標に代へて」12頁。
- (3) 尾崎行雄「軍部の横暴を戒む」昭和10年 第8巻 448～451頁、460～461頁。
- (4) 尾崎行雄「第76議会の失態」昭和16年 第9巻 732～733頁、757頁。
- (5) 尾崎行雄「政党内閣の将来」昭和13年 第9巻 650～651頁。
- (6) 尾崎行雄「軍備拡充は国防の安全を増大せず」昭和12年 第9巻 542～543頁。
- (7) 尾崎行雄「墓標に代へて」145～146頁。及び同「軍備拡充は国防の安全を増大せず」昭和12年 第9巻 545頁。
- (8) 尾崎行雄「日本はどうなるか」昭和12年 第9巻 633～634頁、同「不敬罪事件の真相」昭和17年 第9巻 83頁、同「政党内閣の将来」昭和10年 第8巻 283頁、同「第76議会の失態」746頁、766頁、同「日本の方向」昭和16年 第9巻 693～694頁、同「日本はどうなるか」635頁。
- (9) 長谷川如是閑「日本ファシズム批判」昭和7年『長谷川如是閑選集』第2巻 栗田出版会所収、61～114頁。なお長谷川のファシズム論については田中浩「長谷川如是閑の『国家観』」（日本政治学会編『日本における西欧政治思想』岩波書店 1975年）を参照されたい。
- (10) 大山郁夫「日本ファシズムへの展望」昭和6年『大山郁夫全集』第5巻 中央公論社所収。
- (11) 大山郁夫「ファシズムの流れに浮ぶ協力内閣」『改造』昭和7年1月号。
- (12) 大山郁夫「日本ファシズムへの展望」。
- (13) 大山郁夫「動揺する政局と不安定なる大衆の進路」『中央公論』昭和7年3月号。
- (14) 斉藤隆夫著『革新論及革新運動を戒む』昭和9年 日本評論社参照。斉藤は本書の中で、ムソリーニやヒトラーは「何れも権力若しくは暴力を以て国民の自由意志を弾圧し、機械的に民意を製造し、以て独裁専制の政治を行っているものであって、このような独裁政治はわが立憲君主政体のもとにおいて「行はるべき余地」がない。然るに近年わが国にも、「暴力や暗殺に依りて政敵を葬り政

機を動かさん」とする者や、独・伊流の「独裁政治を夢見る」者が出てきているが、かれらこそ「憲政の賊」であり、これらの「不純分子を根底より掃蕩するにあらざれば真の立憲政治」は行なわれ難い。殊に「軍人の政治干渉は断呼として厳禁」すべきである。そもそも立憲政治は「天皇政治の極致」なのであって、「君民一致の政治」は「専制政治や独裁政治」では、到底望むべくもないと主張している。

そしてまた桐生悠々も、ファシズムを自由主義や民主主義を否定する独裁政治ないしは全体主義だという尾崎の理解の限界を出なかったようにおもわれる。この点については太田雅夫著『桐生悠々』（紀伊国屋新書）を参照されたい。

- (15) 尾崎行雄「軍備拡充は国防の安全を増大せず」昭和12年 第9巻、同「日本はどうなるか」参照。
- (16) 尾崎行雄「辞世を懐にして」昭和12年 第9巻、同「なぜ宇垣内閣を流産させたか」昭和12年 第9巻、同「日本はどうなるか」参照。
- (17) 尾崎行雄「支那及び欧州の状況と日本」昭和14年 第9巻、同「日本の方向」昭和15年 第9巻
- (18) 尾崎行雄「第76議会の失態」763頁。
- (19) 尾崎行雄「大政翼賛会は独裁政治への道」昭和16年 第9巻 549～550頁。
- (20) 尾崎行雄「第76議会の失態」735～737頁、761頁、767頁。
- (21) 尾崎行雄「東条首相への公開状」昭和17年 第9巻 242頁。
- (22) 尾崎行雄「罌堂自伝」第11巻 752～753頁。
- (23) 尾崎行雄「不敬罪事件感想録」昭和17年 第9巻。
- (24) 尾崎行雄「不敬罪事件の真相」昭和17年 第9巻、同「不敬罪事件感想録」。
- (25) 尾崎行雄「不敬罪事件感想録」161頁。
- (26) 尾崎行雄「罌堂自伝」750頁。
- (27) 同「罌堂自伝」760～761頁。

5 む す び

さてファシズム期における尾崎行雄のナショナリズム論の性格が、以上でほぼ明らかになったようにおもわれる。ナショナリズムに対する平和的共存をめざすインターナショナリズム優位の立場を提唱するようになったかれは、この原理に基づいてナショナリズムそのものを相対化し、その本質的な属性である民族国家のエゴイズムを、「私利私慾」として批判する視点を提示した。かれが軍部・ファシズム勢力のウルトラナショナリズムを批判した根拠の一つもここにあった。

だがしかし尾崎のナショナリズム論は、相互扶助の観念を核とする国際主義の原理に依拠したものではかならずしもなかった。むしろそれは、相互扶助の観念とは矛盾する自由競争の観念を核とするリベラル・デモクラシーの原理に基づくものであった。すなわち国家の統一と独立と発展を確保するためには、自由民主主義的なブルジョア・デモクラシーの原理を内面的な規範とする内外の諸政策を推進することによって、対等・独立な諸個人ならびに諸民族の自由な競争を保障すべきであるというブルジョア民主主義的ナショナリズム論を提唱したのである。この限りにおいてかれのナショナリズム論は、第一次大戦後昭和初頭にかけて主張されたそれと、範疇的には同じ性格のものであった。ただファシズム期のそれは、相互扶助の観念のナショナリズム論への反映として、非帝国主義的・民主主義的ナショナリズムとしての性格をより徹底させられたところに、その大きな特色があったといえよう。たと

えば弱者の救済や自由競争の結果として生じた経済的・社会的な不平等の撤廃を主張し、反植民地主義の立場を深化させたことなどは、その具体的なあらわれである。

けれども自由競争の原理に対する相互扶助の原理を提唱した尾崎行雄は、前者の原理を否定し、後者の原理そのものの理論的な追究とそれに基づくナショナリズム論を完成するまでにはいたらなかった。その結果かれは、一面では私的・国家的エゴイズムを「私利私慾」として批判する相互扶助・共存共栄のインターナショナリズムの重要性を力説しながら、他面では私的・国家的利益の追究を当然の前提とするはずの自由競争の原理に基づくナショナリズム論を説くという矛盾をぬけだすことができなかったのである。しかもかれにあっては、自由競争それ自体が、私的・国家的エゴイズムを利己の権利として解放し、これらエゴイズム相互間の対立を、合理的に解決するための手段として位置づけられていたわけではなかった。かれはむしろ、自由競争とエゴイズムとの内的連関性に無自覚のまま、一方では私的・国家的エゴイズムを「私利私慾」として批判すると同時に、他方では自由競争の理想を説いていたのである。

しかし尾崎行雄のエゴイズムを、私慾として批判する伝統的な倫理観が、ナショナリズムの本質的な特性である民族ないし民族国家のエゴイズムを批判するインターナショナリズムの観念を導きだした点に、あらためて注目しておきたい。なぜならブルジョア民主主義的ナショナリストとしての尾崎行雄は、この相互扶助の国際主義の観念に基づいて、近代ブルジョア民主主義的ナショナリズムに内在していた矛盾——自由競争の結果、社会問題の発生に象徴される国内的矛盾や、それが武断的な対外膨張主義を原理的に否定しえても、平和的・経済的な対外膨張主義を克服する原理たりえぬという矛盾——をつき破る一つの可能性を提示したからである。

Summary

On the Nationalism of Yukio Ozaki during the Period of Fascism

Koji EIZAWA

Yukio Ozaki can be regarded as one of the typical democrats who maintained the attitudes of anti-militarism and anti-fascism.

But it seems that the study on Ozaki during the period of fascism has not been published as yet. Together with it we can say that the theoretical research on the bourgeois democratic nationalism in this period has scarcely been made.

Therefore the theme of this paper is to make clear the contents and meaning of the nationalism of Yukio Ozaki during the period of fascism.

At that time, for the development of Japan he not only insisted on the nonimperialistic bourgeois democratic nationalism which meant that both domestic and foreign policies should be based on the principle of liberal democracy, but also emphasised the importance of internationalism based on the principle of mutual supports, and bitterly criticized the ultra-nationalism of the fascist forces.